

戦争体験ビデオ貸出内規

1 目的

戦争体験のない県民が、戦争の悲惨さや平和の大切さを実感するための貴重な資料として、戦争体験者の協力を得て、戦争に関する資料館運営協議会（以下、「協議会」という。）が制作した戦争体験ビデオの貸出しを行うことにより、県民の平和意識の一層の高揚を図る。

2 利用者

特に制限を設けないこととする。

3 貸出ビデオ

私の戦争体験「草の根の語りべたち」

4 利用の条件

- (1)貸出しを希望する者は、協議会事務局に目的を明らかにした上で、申し込む。
- (2)目的から逸脱するような利用は認めない。
- (3)貸出・返却は直接協議会事務局で行う。
- (4)貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、事務局長が特に必要と認められた場合には、この貸出期間を変更することができる。
- (5)貸出しは無料とする。
- (6)貸し出したビデオの複製は禁止する。